

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年11月27日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：スリランカ国分散型汚泥管理改善プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：スリランカ国分散型汚泥管理改善プロジェクト

調達管理番号：24a00773

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年11月27日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：スリランカ国分散型汚泥管理改善プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2025年2月 ～ 2029年2月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年2月 ～ 2026年2月

第2期：2026年2月 ～ 2029年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の40%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

（6）部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2027年2月頃）
2) 2027年度（2028年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部環境管理・気候変動対策グループ

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2024年 12月 3日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 12月 4日 12時まで
3	質問への回答	2024年 12月 9日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 12月 20日 12時まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 1月 7日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「スリランカ国分散型汚泥管理改善プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00252）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等

契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/u8cgGPG3a5>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00773_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途

メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから[メールでe-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	パイロット活動の内容案（実施地域・内容・時期・期間等、使用する機材があればその内容・数量）	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (3) パイロット活動の実施とその成果等を踏まえた制度構築 第7条 機材調達
2	本邦研修の計画案（研修テーマ・カリキュラム・時期・日程等）	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年6-7月
- ・ R/D署名：2024年10月15日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト実施体制

本プロジェクトでは、汚泥管理²から汚泥資源化（汚泥肥料³の製造）までのバリューチェーンの確立が求められる一方で、し尿・汚泥処理、農業（肥料）分野など関係機関は多岐に亘る⁴。このため、実施機関である全国廃棄物管理支援センター（National Solid Waste Management Support Center。以下、「NSWMSC」という。）とともに中央や地方の政府等の関係機関が連携してプロジェクトを進めるための緊密で円滑な体制を構築する。また、現地活動の期間外においてもプロジェクトの確実な進行を支援するため、オンライン会議やデジタルツール等を積極的に活用する。

(2) 分野横断的で包括的な活動の推進

(1) に記述のとおり、本プロジェクトは汚泥管理に留まらず、汚泥肥料の製造までを含む。一連の工程は相互に関連しており、どちらか一方のみではプロジェクト目標は達成されない。また、本プロジェクト終了後においては、汚泥肥料の利用促進に関する取組が展望される。このため、個別の活動に必要な専門分野の団員を配置するとともに、プロジェクト全体を俯瞰して進捗管理・総括する。

² 生活系排水（主にし尿系）由来の汚泥の貯留・引抜・運搬・処理・資源化・処分の汚泥管理に係るサービスチェーン全体を指す。

³ 「汚泥肥料」は、自治体の廃水汚泥から採取される有機物で、病原菌の減少、媒介生物の誘引、汚染物質の基準などの特定の要件を満たすように処理されたものを指す（ISO19698参照）。

⁴ R/DのANNEX5：プロジェクト実施体制図参照。

(3) パイロット活動の実施とその成果等を踏まえた制度構築

本プロジェクトでは、プロジェクト目標の達成に向けてパイロット活動⁵を実施する。パイロット活動の実施内容は、その目的や実施場所の選定基準などの方針⁶を踏まえ、実施機関等と協議の上、決定する。パイロット活動の成果は、課題等を含めて分析・評価し、関連する基準案や技術ガイドライン案の作成内容に反映させる。

また、パイロット活動の成果や策定したガイドライン・条例案を各自治体に周知・普及する際は、ワークショップ・セミナーなど理解を深められるような方法を採用する。

(4) スリランカにおける JICA の他のプロジェクト等との連携

スリランカで実施中又は実施予定のプロジェクトや派遣されている海外協力隊の活動とも連携を図り、プロジェクト目標の達成に向けた相乗効果を図る。特に、円借款事業「キャンディ市下水道整備事業」や技術協力プロジェクト「農業・肥料の安全・適正利用促進プロジェクト」「サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト」、草の根技術協力プロジェクト「環境にやさしい紅茶づくり支援事業」「トリンコマリー県の地元資源を生かした循環型農業の普及による小規模農家の持続可能な生計の確保」等の農業関連のプロジェクトとは情報交換を密に行い、連携を図る。

(5) 気候変動対策（緩和策）への貢献への期待

生活系排水（主にし尿系）由来の汚泥を適切に処理し、汚泥肥料等に利用することができれば、汚泥から発生する温室効果ガスの削減が期待され、気候変動の緩和に資する可能性がある。パイロット活動3を実施する際や各種ガイドラインを作成する際には、スリランカの気候変動関連の方針・施策等やJICAの気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策）「21. 下水汚泥対策」に留意する。

(6) JICA 課題別事業戦略の中での位置づけと必要なデータの取得

本プロジェクトは、環境管理分野における課題別事業戦略（JICAグローバルアジェンダ）である「環境管理～JICA クリーン・シティ・イニシアティブ～」のクラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に沿うものである。同戦略では、クラスター全体で達成を目指すアウトカム

⁵パイロット活動の内容案（実施地域・内容・時期・期間等）をプロポーザルにて提案すること。

⁶ R/DのANNEX2「6. Pilot activities」参照

の状態とモニタリング指標を設定しており、汚水処理の状況やインフラ整備ニーズや汚水処理率等のデータを入手し、指標を確認して進捗をモニタリングする方針を掲げている。プロジェクトの成果や目標達成状況をモニタリング・評価する際には、同戦略を参照の上、適切な指標を設定し、データ取得を行う。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1「分散型汚泥管理及び汚泥肥料に関する課題が特定される」に関わる活動

活動1-1：個別の分散型汚泥処理施設やし尿汚泥処理施設における汚泥管理及び汚泥肥料の現状や法律・環境基準を調査し、課題を明らかにする。

活動1-2：し尿汚泥の有効利用に関する社会意識調査や市場調査、他国事例調査を実施する。また、汚泥肥料やし尿汚泥の成分分析を行う。

② 成果2「パイロット活動を通じて、持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造の方法が検証・特定される」に関わる活動

活動2-1：パイロット活動のモデル自治体の選定を行い、現状調査を行う。

活動2-2：モデル自治体で分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関するアクションプランを策定する。

活動2-3：分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造の改善方法を検討するためのパイロット活動を計画し、実施する。

活動2-4：汚泥肥料の継続的なサンプリング検査を実施し、有害物質等のモニタリングの方法を検討する。

③ 成果3「分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する基準・条例案が策定される」に関わる活動

活動3-1：汚泥肥料製造に関する国家基準案を策定する。

活動3-2：し尿汚泥処理施設の設計・改修ガイドラインを策定する。

活動3-3：分散型汚泥管理に関する地方自治体条例案を作成し、各自治体に共有する。

- ④ 成果4「自治体に対する技術支援・研修体制が強化される」に関わる活動
- 活動4-1：分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する自治体向け技術ガイドライン及び予算申請マニュアルを作成する。
- 活動4-2：中央政府から自治体に対する技術支援体制改善案を策定し、それに基づき技術的指導を実施する。
- 活動4-3：分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造の改善に向けた自治体職員対象の研修体制を構築し、研修プログラムを実施する。
- ⑤ 成果5「持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する知見が全州に共有される」に関わる活動
- 活動5-1：関係機関の役割を定義し、分散型汚泥管理の改善による Sanitation Master Plan 2021-2030を実施するためのガイドラインを作成する。
- 活動5-2：各関係機関・各州に上記ガイドラインを共有する。
- 活動5-3：汚泥肥料の使用に関する意識啓発を行う。

(2) 本邦研修

- 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。
本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）
- 想定規模⁷は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。 スリンランカにおいて有用な汚泥管理及び汚泥資源化に関する個々の知見の獲得や両分野の関連性に関する講義や現場視察を取り入れる。
実施回数	合計2回 (各回の主たるテーマを「汚泥管理」と「汚泥資源化」と想定する)
対象者	分散型汚泥管理及び汚泥肥料 製造に携わるNSWMS、関係省庁等職員及び地方自治体職員
参加者数	約8名/回
研修日数	約10日（移動日を含む）/回

⁷ 本邦研修の計画案（研修テーマ・カリキュラム・時期・日程等）をプロポーザルにて提案すること。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	期分けした各期の契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	-
ワーク・プラン	期分けした各期の契約締結後約1ヶ月以内	英語	電子データ	-
モニタリングシート	業務開始から6ヶ月毎	英語	電子データ	-
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	-
		英語	電子データ	-
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	2部
		日本語	CD-R	3部
		英語	製本	4部
		英語	CD-R	5部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者

に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JGCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績

- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 汚泥肥料製造に関する国家基準案
- (2) し尿汚泥処理施設の設計・改修ガイドライン
- (3) 分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する自治体向け技術ガイドライン及び予算申請マニュアル
- (4) 分散型汚泥管理の改善による Sanitation Master Plan 2021-2030 を実施するためのガイドライン…等

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。数量の2回は、パイロット活動の前後を想定している。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	汚泥性状分析	パイロット活動を行うモデル自治	2回	定額計上

		体で採取したし尿汚泥の性状分析		
2	汚泥肥料成分分析	パイロット活動において製造した汚泥肥料の成分分析	2回	定額計上

第7条 機材調達

- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	ペレット製造機 ⁸	パイロット活動において製造する汚泥肥料を成形するもの	1	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁸ 本仕様書案ではペレット製造機としているが、提案するパイロット活動に応じて、機材の有無・種類・数量を併せて提案すること。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」という。）

案件名：分散型汚泥管理改善プロジェクト

Project for Improvement of Fecal Sludge Management

2. 事業の背景と必要性

（1）スリランカにおけるし尿汚泥管理セクターの現状・課題及び本事業の位置付け
スリランカのし尿汚泥管理セクターは、持続可能な衛生管理のためにソフト・ハードの両面から改善に取り組む必要性が指摘されている⁹。衛生分野の管理体制が複雑で、汚泥管理施設の整備・運営に係る役割分担が整理されておらず、トイレや下水道の整備に比べて不十分な下水道非接続地域の汚泥管理（以下、「分散型汚泥管理¹⁰」という。）に係る施策や汚泥管理施設の不足が指摘されている。こうした状況により、汚泥が適切に処理されずに廃棄物の最終処分場や河川へ投棄される事態が生じており、公衆衛生や周辺環境保全の観点で課題となっている。

スリランカはフランス開発庁（AFD）の支援を受け、国家衛生政策（National Policy on Sanitation, Sri Lanka。以下、「NPS」という。）を策定した。NPSでは2030年までに国家の汚泥管理改善を図ることを目的として、関係機関の所掌・役割分担を定め、水供給省及び行政・内務・州議会・地方自治省が共同委員長を務める国家調整委員会（National Coordination Committee。以下、「NCC」という。）にて国内の関係活動の進捗モニタリングや調整機能を担うこととしている。また、2021年度に国家上下水道公社（National Water Supply & Drainage Board。以下、「NWSDB」という。）が公表したSanitation Master Plan 2021-2030では、分散型汚泥管理施設の利用率は91.5%（2020年。2030年までに95.6%を目標）で、NWSDBの予算により、汚泥管理施設の新設（50カ所）と修繕（15カ所）が計画されており、分散型汚泥管理の改善取組が推進されている。

一方で、腐敗槽設置に係る国家基準に実効性がなく、基準に満たない腐敗槽の設置事例が指摘されている。また、汚泥処理・処分に係る規程や汚泥引抜業者に対する技術指導・監督体制が未整備で、ドナーからの技術支援等がないことから行政の知見が不足しており、定期引抜が行われない腐敗槽では処理能力が低下している。

スリランカ政府は、国家廃棄物管理政策（National Policy on Waste Management 2020）において、最終処分場への埋立はリサイクルや堆肥化ができない廃棄物に限定する方針を掲げている。固形廃棄物に分類される汚泥は、一部の自治体で堆肥化している事例が見られるものの、汚泥管理施設の設置基準やマニュアル・ガイドラインがないことや自治体職員の能力不足により、適切な処理や資源化が進んでいない。また、NPSではNCCが汚泥を土壌改良材及び堆肥化するガイドラインを策定することとしているが、土壌改良材及び堆肥の製造・販売に関する許認可を司る国家肥料事務局（National Fertilizer Secretariat。以下、「NFS」という。）はNCCのス

⁹ International Water Management Institute (IWMI) 報告書「Solid and Liquid Waste Management and Resource Recovery in Sri Lanka (2020)」

¹⁰ 生活系排水（主にし尿系）由来の汚泥の貯留・引抜・運搬・処理・資源化・処分の汚泥管理に係るサービスチェーン全体を指す。

テークホルダーとなっていない。

こうした背景を踏まえ、行政・内務・州議会・地方自治省傘下で、地方自治体に対して廃棄物管理に関する技術支援を提供する全国廃棄物管理支援センター（National Solid Waste Management Support Center。以下、「NSWMSC」という。）から我が国に対して、分散型汚泥管理の改善を目的とした汚泥管理技術及び関連法・基準の制定に係る支援が要請された。

（２）し尿汚泥管理セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力量針（2018年1月）」において「包摂性に配慮した質の高い成長の促進」を大目標として掲げ、中目標である「質の高い成長の促進」においては、持続的な経済発展の観点から環境・衛生状況の改善にも留意するとしている。分散型汚泥管理の改善に資する本案件は同方針に合致する。

課題別事業戦略（グローバルアジェンダ/クラスター）「環境管理～JICA クリーン・シティ・イニシアティブ～」のクラスター「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」では、行政機関の能力強化支援や環境管理担当部局以外の他省庁との連携促進により社会全体の環境管理能力向上を図ることを目指しており、分散型汚泥管理に関する主要な関係機関全体の能力強化と関係機関間の連携を促進する本事業は同方針に合致する。

また本事業では、持続可能な分散型汚泥管理体制の改善による環境汚染の減少を通じて、SDGsゴール6「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」、及びゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」に貢献すると考えられる。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行は、スリランカで以下のし尿汚泥管理関連事業を実施している。

- ・ Fecal Sludge Management: Diagnostics for Service Delivery in Poor Urban Areas（貧困都市部におけるサービス提供のためのし尿汚泥管理診断）：都市部のし尿汚泥管理サービスの評価とガイドライン策定を行っている。
- ・ Water Supply and Sanitation Improvement Project (WASSIP)：スリランカの水と衛生のインフラを強化し、地域住民の生活の質を向上させるための取り組みを実施している。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業では、スリランカにおいて、分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する課題並びに持続可能な汚泥管理及び汚泥肥料製造方法の特定、関連国家基準案や自治体条例案の策定、技術支援・研修体制整備、プロジェクトの成果を踏まえた分散型汚泥管理改善のガイドライン作成及びその普及により、持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造の体制の構築及び普及に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

スリランカ全国（人口：2,216万人、面積：65,610km²（いずれも2021年））
パイロット地域は事業開始後に調査結果に基づいて決定予定

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：分散型汚泥管理及び汚泥肥料¹¹製造に携わるNSWMSG、関係省庁等職員
及び地方自治体職員（下記（6）参照）

最終受益者：スリランカ国民

(4) 総事業費（日本側）：3.5億円

(5) 事業実施期間

2025年2月～2029年2月を予定（計48カ月）

(6) 事業実施体制

NSWMSGが実施機関となり、主に以下の関係省庁等と州政府・地方自治体の協力を得る。

- ・ NWSDB：汚泥管理に係る技術支援
- ・ 中央環境庁（CEA）：汚泥管理に係る規制監督
- ・ NFS：汚泥肥料の製造及び販売に係る規制監督
- ・ スリランカ標準機構（SLSI）：汚泥由来の肥料に関する基準作成
- ・ 農業局（DoA）：汚泥肥料製造に係る技術支援
- ・ 都市開発公社（UDA）：都市計画における汚泥管理施設の位置づけの整理
- ・ 州：地方自治体に対する技術支援・モニタリング
- ・ 地方自治体：パイロット事業の実施、アクションプランの策定・実施

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣

- 総括/分散型汚泥管理
- 分散型汚泥処理システム
- 汚泥資源化（農業利用）
- 財務分析（分散型汚泥処理システム）
- 技術支援・研修体制
- パイロット事業・施工監理（分散型汚泥管理）
- パイロット事業・施工監理（汚泥肥料製造）

② 研修員受け入れ：（分散型汚泥管理/汚泥肥料製造）

③ 機材供与：パイロットプロジェクト実施に係る機材（ペレット製造機等）

2) スリランカ側

① カウンターパートの配置

¹¹「汚泥肥料」は、自治体の廃水汚泥から採取される有機物で、病原菌の減少、媒介生物の誘引、汚染物質の基準などの特定の要件を満たすように処理されたものを指す（IS019698参照）。

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

スリランカにおける汚泥管理及び肥料製造に関して、我が国の主な活動は以下のとおり。

- ・ キャンディ市下水道整備事業（有償資金協力/2010年～実施中）

キャンディ市内の既存の衛生状況を改善し、より清潔で健康的な環境の創出を目指している。乾燥処理した下水汚泥を本事業内で近隣自治体の堆肥として利用することにより、汚泥管理におけるNWSDBと地方自治体の役割分担の確立が期待できる。

- ・ 農薬・肥料の安全・適正利用促進プロジェクト（技術協力/2020年～2026年¹²⁾

安全な作物生産を普及するための関係機関の関係者と組織のキャパシティ強化を目指している。上記事業では適正な肥料利用を目指した地域特性に沿った推奨施肥の研修等を実施する予定となっており、汚泥肥料の正しい知識や利用方法について同事業の研修で取り上げる等の連携による相乗効果が期待できる。

2) 他の開発協力機関等の活動

「2(3) 他の援助機関の対応」に既述のとおり、世界銀行はし尿汚泥管理関連の事業を2案件実施しており、NWSDBと緊密に連携していることから、本事業の実施においてNWSDBのし尿汚泥管理の関わり方を参考にすることができる。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ①カテゴリ分類 C

- ②カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

生活系排水（主にし尿系）由来の汚泥を適切に処理し、汚泥肥料等に利用することにより、汚泥から発生する温室効果ガス（GHG）が削減されれば、気候変動緩和策に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<活動内容/分類理由>

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。なお、本事業で実施予定の研修や意識啓発プログラムに関して関連機関の女性職員や女性の肥料利用者の参加を促進すること等については、先方機関と確認した。

¹²⁾ 2020年4月～2023年3月（3年間）の協力予定であったが、政府の政策変更により農薬・化学肥料の使用が禁止されたこと（2021年11月に法令は撤回）及び2022年の経済危機を受け、2021年3月より2年間は事業を一時中断した。

(10) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

持続可能な分散型汚泥¹³管理及び汚泥肥料製造の体制がスリランカ全国に普及する。

【指標及び目標値¹⁴】

1. すべての州の少なくとも一つの自治体において本事業で開発された技術ガイドラインに沿った持続可能な分散型汚泥管理の方法が運用される。
2. 持続可能な汚泥肥料製造に関する基準案が公表される。
3. 持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する条例案を議会が承認した自治体の数。(目標値：XX 自治体)
4. パイロット活動を実施したモデル自治体以外で持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する技術指導又は研修プログラムに参加した自治体の数。(目標値：XX 自治体)
5. モデル自治体以外で汚泥肥料を製造する自治体数。(目標値：XX 自治体)

(2) プロジェクト目標

地域や自治体の特徴に応じた持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造の体制が改善される。

【指標及び目標値】

1. すべてのモデル自治体において、開発された技術ガイドラインに沿った分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造が実施される。
2. 汚泥肥料製造に関する国家基準案が承認機関に提出される。
3. 行政・内務・州議会・地方自治省が分散型汚泥管理に関する自治体条例案を各自治体に送付する。

(3) 成果

成果1：分散型汚泥管理及び汚泥肥料に関する課題が特定される。

成果2：パイロット活動を通じて、持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造の方法が検証・特定される。

成果3：分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する基準・条例案が策定される。

成果4：自治体に対する技術支援・研修体制が強化される。

成果5：持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する知見が全州に共有される。

(4) 主な活動：

【成果1の主な活動】

- ・ 個別の分散型汚泥処理施設やし尿汚泥処理施設における汚泥管理及び汚泥肥料の現状や法律・環境基準を調査し、課題を明らかにする。
- ・ し尿汚泥の有効利用に関する社会意識調査や市場調査、他国事例調査を実施す

¹³ 本事業で対象とする汚泥は、生活系排水（主にし尿系）由来のものとする。

¹⁴ 目標値に関しては、本事業の中間時まで決定する。

る。また、汚泥肥料やし尿汚泥の成分分析を行う。

【成果2の主な活動】

- ・パイロット活動のモデル自治体の選定を行い、現状調査を行う。
- ・モデル自治体で分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関するアクションプランを策定する。
- ・分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造の改善方法を検討するためのパイロット活動を計画し、実施する。
- ・汚泥肥料の継続的なサンプリング検査を実施し、有害物質等のモニタリングの方法を検討する。

【成果3の主な活動】

- ・汚泥肥料製造に関する国家基準案を策定する。
- ・し尿汚泥処理施設の設計・改修ガイドラインを策定する。
- ・分散型汚泥管理に関する地方自治体条例案を作成し、各自治体に共有する。

【成果4の主な活動】

- ・分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造に関する自治体向け技術ガイドライン及び予算申請マニュアルを作成する。
- ・中央政府から自治体に対する技術支援体制改善案を策定し、それに基づき技術的指導を実施する。
- ・分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造の改善に向けた自治体職員対象の研修体制を構築し、研修プログラムを実施する。

【成果5の主な活動】

- ・関係機関の役割を定義し、分散型汚泥管理の改善による Sanitation Master Plan 2021-2030 を実施するためのガイドラインを作成する。
- ・各関係機関・各州に上記ガイドラインを共有する。
- ・汚泥肥料の使用に関する意識啓発を行う。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・特になし

(2) 外部条件

- ・事業によって技術移転されたカウンターパートの離職率が低い。
- ・事業期間中、事業実施に悪影響を及ぼすような巨大災害、経済情勢・治安の悪

化、感染症が発生しない。

- ・（プロジェクトの上位目標の指標として設定している条例案の承認において）地方議会選挙が実施され、地方自治体で議会が設置される¹⁵。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

スリランカ「全国廃棄物管理支援センター能力向上プロジェクト」（評価年度2013年）の事後評価等では、NSWMSと州との連携による地方自治体支援体制を構築しようと試みたが、プロジェクト後半の2年間という短期間では州の意識変革には不十分であったと指摘された。本事業で扱う分散型汚泥管理・汚泥肥料の製造においては、複数の省庁を含むより多様なカウンターパートを巻き込む必要があり、またパイロット事業において試行錯誤により様々な課題の解決策を特定し、研修プログラムの開発・実施を通じて共有する必要があることから、先方実施機関との協議の結果、協力期間を当初要請のあった3年間から4年間に変更することで合意した。

7. 評価結果

本事業は、スリランカの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、スリランカにおいて、生活系排水（主にし尿系）由来の汚泥の発生から資源化（汚泥肥料）までのバリューチェーンの確立に向けて、必要な基準・ガイドライン等の策定や自治体職員に対する能力向上を実施することにより、持続可能な分散型汚泥管理及び汚泥肥料製造体制の普及に寄与するもの。また、SDGsゴール6「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」及びゴール11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」にも貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（1）今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

（2）今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以 上

¹⁵ 自治体条例の制定には議会による承認等が必要だが、スリランカでは経済危機に起因する予算不足等により、過去数年間選挙が実施されておらず、結果としてすべての地方自治体では議会が設置されていない。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：汚泥管理に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程 2025年2月～2029年2月を予定する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約71.80月

「本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月3.80を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」

2) 渡航回数を目途 全44回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 汚泥性状分析
- 汚泥肥料成分分析

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- スリランカ国分散型汚泥管理改善プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- R/D (PDM・PO 含む/2024年10月15日署名)
- 円借款事業「キャンディ市下水道整備事業」案件概要表

2) 公開資料

- スリランカ国分散型汚泥管理改善プロジェクト事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202312101_1_s.pdf
- 技術協力プロジェクト「農薬・肥料の安全・適正利用促進プロジェクト」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/201900185/>
- 技術協力プロジェクト「サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト」
<https://www.jica.go.jp/Resource/project/srilanka/012/outline/index.>

[html](#)

- 草の根技術協力プロジェクト「環境にやさしい紅茶づくり支援事業」
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/partner/n_files/sri_10_p.pdf
- 草の根技術協力プロジェクト「トリンコマリー県の地元資源を生かした循環型農業の普及による小規模農家の持続可能な生計の確保」
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/country/project/n_files/1202041_009.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年

10月追記版))」(以下同じ)を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

306,288,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担

とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する口にチェック）

■ 本案件は定額計上があります（20,094,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 （2）本邦研修・招へい	13,094,000円 （2回分）	報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,027,000円/回）	報酬 国内業務費
2	汚泥性状分析及び汚泥肥料成分分析にかかる経費	第2章 特記仕様書案 第6条 再委託	4,000,000円	分析費用一式	再委託
3	パイロット活	第2章 特記	3,000,000円	機材調達にかかる	機材費

動に必要な機材にかかる経費	仕様書案 第7条 機材 調達		費用一式	
---------------	----------------------	--	------	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)